



なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



No.51

寛喜の飢饉を人々はどう生き抜いたのか

御成敗式目がなぜ必要になったのか

貞永元年(1232年)に執権・北条泰時が定めた御成敗式目(貞永式目)は、武士が初めて定めた法律である。この御成敗式目は、鎌倉幕府の評定での判断基準を決めた法律であり、武士の社会の慣習に基づいていたと教科書では説明されている。

しかし、一般に、新しい法制度が誕生するのは、それまでの基準では裁ききれないトラブルや事態が起きていることが背景にある。そのように考えると、すでに朝廷が定めた律令があるのに、御成敗式目を必要とする背景には何があったのかが気になる。

承久の乱(1221年)の後、後鳥羽上皇や上皇側についた武士達の領地(約3,000の荘園)を取り上げ、西日本に多くの東日本の武士が地頭として配置された。そのため、西日本の武士や農民と地頭との間でのトラブルが絶えなかったとも伝えられている。

しかし、実は、領地支配に関わる問題をより深刻化する問題が起きていたのである。それが寛喜の飢饉である。今日の歴史研究者たちは、御成敗式目は寛喜の飢饉から民衆を救うための「徳政」だったと評価している^{*1}。

なお、御成敗式目は50箇条からなっている。鎌倉幕府は、それ以外にも多くの法律を制定しているが、御成敗式目以外の鎌倉幕府法は「追加法」とよばれている。

寛喜の飢饉の様子

天候不順な年が続き、飢饉が各地で起きた。朝廷は回復を願い、安貞から寛喜へ改元した(1229年3月)。しかし、その翌年から事態はさらに悪化した。寛喜2年から寛喜3年(1230～1231年)には飢饉が全国を襲い、回復には数年を要した(寛喜の飢饉)。

『吾妻鏡』の記録によれば、寛喜2年6月(1230年7月)に、武蔵国金子郷(現、埼玉県入間市)で雹が降り^{*2}、美濃国時田荘(現、岐阜県大垣市)に雪が降った^{*3}。その後も長雨と冷夏に見まわれ、同年7月(1230年8月)には早くも霜が降り、ほぼ冬のような寒さに陥った。さらに同年8月6日(1230年9月14日)の午後には大洪水があり、ついで8月8日(1230年9月16日)には暴風雨が降った^{*4}。その後の強い冷え込みで冬

*1 西田友広「本巻の政治情勢」『現代語訳 吾妻鏡10御成敗式目』吉川弘文館 2011年 p.24。

*2 五味文彦・本郷和人・西田友広編『現代語訳 吾妻鏡9執権政治』吉川弘文館 2010年 p.170。

*3 前掲、五味文彦・本郷和人・西田友広編『現代語訳 吾妻鏡9執権政治』p.172。

*4 前掲、五味文彦・本郷和人・西田友広編『現代語訳 吾妻鏡9執権政治』p.174。

のようになった。災害は続き、農作物の収穫に大きな被害をもたらした⁵。さらに、異常気象が続く。その年の冬は、一転して極端な暖冬となり、本来であれば春に出るべき麦の穂が冬に出るなど、他の作物の作付にも影響を与えた。このため、翌年の寛喜3年の春になると、わずかな蓄えも底をつき各地で餓死者が続出した。その年の夏は、酷暑が襲いかかり旱魃に見舞われた上に、前年の飢饉で種籾を食べ尽くしていたために、種籾不足で作付不能に陥るといふ悪循環になっていた。

寛喜の飢饉の被害は甚大であった。実数は定かではないが、「天下の人種三分の一失す」と語られるほど、日本列島全体で恐ろしいほどの数の人々が飢えて死んだ。

北条泰時の「徳政」伝説

仮に、日本の人口の1/3が餓死したとしても、2/3の人々、すなわち私たちの祖先はその危機を乗り越えて生命を私たちに伝えてくれた。絶体絶命の危機の中で、生き延びるための「生命の歴史」には、どのような知恵と労苦があったのであろうか。

京都の朝廷は全国の国分寺などに読経や加持祈禱を行うよう命じたり、寛喜から貞永への改元を行った(1232年)(貴族たちはのどかに遊興にふけていたが)。幕府は備蓄米を放出すると共に、朝廷にならい鶴岡八幡宮で国土豊年の祈禱を行った。

民衆の中には、富豪の家に仕えたり、妻子や時には自分自身までも売却・質入する者も出た。蓄えのない民衆には、飢えて死ぬより、豊かな人に自分の身を売ったり、子どもを奴隷として売り、生き長らえる方法を選択するしか道がなかったのである。

この危機を乗り越えるために執権・北条泰時が行った政策が、泰時伝説として伝えられている⁶。40歳代後半になっていた泰時は、自らの所領の米を出すだけでなく、豊かな者に対して倉に蓄えている米を、飢える民衆に貸し出すよう(出挙)命じた。当時、無制限になっていた出挙の利率を5割に制限した。さらに、貸し渋りを防ぐために、飢饉から回復した後に借りた者が元本を返し、利息は北条泰時が返済すると約束した。泰時が関東地方で立て替えた出挙米は9,000石を超えると言われる⁷。関西地方の救済は六波羅探題に命じて、ほぼ同様の政策を展開し飢える民衆を救った。

さらに、北条泰時は「追加法」で、飢饉の時の人身売買・質入は例外的に有効とした(1239年)。そして、飢饉終了以後に再び禁止する方針を打ち出した(同時に飢饉の終了に伴う人身売買・質入の禁止も宣言された)。泰時が、従来は禁止されていた人身売買を容認したのは、子孫を売り、また自らを売って他人の下人になることが「活命の計らい」(生きるための手段)であり、これを禁止することが「還って人の愁歎となるべき」(かえって人の嘆きを増すことになってしまう)ためであった⁸。

*5 前掲、五味文彦・本郷和人・西田友広編『現代語訳 吾妻鏡10御成敗式目』p.174。

*6 藤木久志『飢饉と戦争の戦国を行く』吉川弘文館 2018年 p.32。

*7 前掲、藤木久志『飢饉と戦争の戦国を行く』p.246。

*8 前掲、西田友広「本巻の政治情勢」『現代語訳 吾妻鏡10御成敗式目』p.24。